

一般社団法人日本臨床バイオメカニクス学会 功績賞選考規程

第1条

この規程は、一般社団法人日本臨床バイオメカニクス学会（以下「本学会」という。）に功績賞を制定するにあたり、選考方法を規定するために設ける。

第2条

日本臨床バイオメカニクス学会功績賞（以下「功績賞」という。）受賞者は、学会の運営・発展に寄与し、併せて臨床バイオメカニクス分野の進歩あるいは伝承に顕著な業績を挙げた会員（個人もしくは研究グループ）とする。受賞者数は細則によって定める。

第3条

受賞候補者の推薦は、社員（評議員）3名による氏名、略歴、並びに推薦理由が記載された推薦理由書を、日本臨床バイオメカニクス学会 功績賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）に提出することをもって行う。

第4条

受賞候補者の選考は、選考委員会が行う。

2. 選考委員会は、委員長及び委員若干名をもって構成する。
3. 選考委員会委員長は本学会理事長とし、委員は副理事長2名および理事会から互選で選ばれた委員で構成する。

第5条

選考委員会委員長は、選考委員会での選考結果を理事会に報告し、理事会において理事定数の3分の2以上の賛成を得た者を受賞者と決定する。

第6条

この規程の改正は、選考委員会の提案に基づき、理事会の審議を経て行う。

（附則）

本規程は、2026年2月19日から施行する。

本規程の改正は、2026年4月9日から施行する。